破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７３号
千葉県富里市御料字葉山964―10　101号室、住民票上の住所千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番217
債務者　佐藤　　榮
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９９号
千葉県佐倉市上志津1080番地141　コーポ上志津102号室
債務者　戸村　　清
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０２号
千葉県東金市極楽寺415番地64
債務者　本荘谷由里
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０４号
千葉県八街市文違301番地1935
債務者　大木　　肇（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１２号
千葉県佐倉市西志津６丁目19番11号　サンモール南志津102
債務者　内田　　武
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３９４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―1002号　大幸東団地
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８２号
名古屋市南区北内町２丁目26番地　ムーニーハイツ北内３Ａ号
債務者　三浦　英美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３０号
名古屋市南区西桜町15―１　レオパレスさくら204、住民票上の住所名古屋市西区名駅２丁目12番４号
債務者　溝上　翔子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３号
岡山県総社市山田967番地
債務者　板野　英行
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
岡山県総社市三輪801番地１　コテージセントリバーＣ棟101号
債務者　北村　広明
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
岡山県総社市三輪801番地１　コテージセントリバーＣ棟101号
債務者　北村まさみ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市玉島勇崎607番地
債務者　安部　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
岡山県倉敷市茶屋町早沖１番地２　セジュールステアＡ101号
債務者　宮下久美子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
岡山県倉敷市茶屋町1573番地３　レオパレスソレイユ104号
債務者　藤井　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
茨城県水戸市元吉田町1745番地の10　コーポ80Ａ棟103号
債務者　米川久美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７１号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地　県営石神アパート２―１―３
債務者　箭内　英輝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　水戸地方裁判所